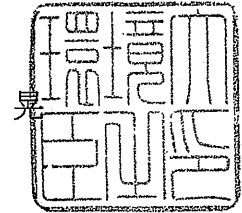


諮問 第352号  
環自野発第1304303号  
平成25年4月30日

中央環境審議会  
会長 武内 和彦 殿

環境大臣  
石原 伸



狩猟鳥獣の指定の解除及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について（諮問）

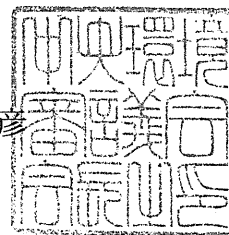
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第6項及び第12条第6項において準用する法第2条第6項の規定に基づき、別紙1及び別紙2のとおり狩猟鳥獣の指定の解除及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について、貴審議会の意見を求めます。



中環審第716号  
平成25年4月30日

中央環境審議会自然環境部会  
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



狩猟鳥獣の指定の解除及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について（付議）

平成25年4月30日付け諮問第352号、環自野発第1304303号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

【別紙1】狩猟鳥獣（改正案）

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条関係）

科名	種名
動物界	
一 鳥綱	
(一) ペリカン目	
う科	カワウ（ファラクコロラクス・カルボ）
(二) こうのとり目	
さぎ科	ゴイサギ（ニュクティコラクス・ニュクティコラクス）
(三) かも目	
かも科	マガモ（アナス・プラテュリユンコス）
	カルガモ（アナス・ポエキロリユンカ）
	コガモ（アナス・クレカ）
	ヨシガモ（アナス・ファルカタ）
	ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）
	オナガガモ（アナス・アクタ）
	ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）
	ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）
	キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）
	スズガモ（アイテュア・マリラ）
	クロガモ（メラニタ・ニグラ）
(四) きじ目	
らいちょう科	エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）
きじ科	ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。）
	キジ（ファスィアヌス・コロキクス）
	コジュケイ（バンブスィコラ・トラキカ）
(五) つる目	
くいな科	バン（ガルリヌラ・クロロプス）
(六) ちどり目	
しぎ科	ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）
	タシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）
(七) はと目	
はと科	キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）

(八) すずめ目	
ひよどり科	ヒヨドリ (ヒプスイペテス・アマウロティス)
はたおりどり科	ニューナイスズメ (パセル・ルティランズ)
	スズメ (パセル・モンタヌス)
むくどり科	ムクドリ (ストウルヌス・キネラケウス)
からす科	ミヤマガラス (コルヴス・フルギレグス)
	ハシボソガラス (コルヴス・コロネ)
	ハシブトガラス (コルヴス・マクロリュンコス)
二 哺乳綱	
(一) ねこ目	
いぬ科	タヌキ (ニクテレウテス・プロキオニデス)
	キツネ (ヴルペス・ヴルペス)
	ノイヌ (カニス・ファミリアリス)
ねこ科	ノネコ (フェリス・カトウス)
いたち科	テン (マルテス・メランプス) (亜種ツシマテン (マルテス・メランプス・ツエンスイス) を除く。)
	イタチ (ムステラ・イタツイ) (オスに限る。)
	チョウセンイタチ (ムステラ・スイビリカ) (オスに限る。)
	ミンク (ムステラ・ヴィソン)
	アナグマ (メレス・メレス)
あらいぐま科	アライグマ (プロキオン・ロトル)
くま科	ヒグマ (ウルスス・アルクトス)
	ツキノワグマ (ウルスス・ティベタヌス)
じゃこうねこ科	ハクビシン (パグマ・ラルヴァタ)
(二) うし目	
いのしし科	イノシシ (スス・スクロファ)
しか科	ニホンジカ (ケルヴス・ニポン)
(三) ねずみ目	
りす科	タイワンリス (カルロスキウルス・エリュトウラエウス)
	シマリス (タミアス・スイビリクス)
ヌートリア科	ヌートリア (ミオカストル・コイプス)
(四) うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ (レプス・ティミドウス)
	ノウサギ (レプス・ブラキユウルス)
備考	
種名の後の括弧内に記載するただし書き以外の呼称は学名である。	

【別紙2】対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（改正案）

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係）

環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の左欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の右欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
<p>ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファスィアヌス・コロキクス・カルポウイ）を除く。）</p>	<p>全国の区域（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ）の雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギイ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌にあつては放鳥獣をされたキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）</p>	<p>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</p>
<p>ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）</p>	<p>東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域</p>	<p>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</p>
<p>ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）</p>	<p>三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域</p>	<p>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</p>
<p>シマリス（タミアス・スィビリクス）</p>	<p>北海道の区域</p>	<p>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</p>